

令和元年度第2回茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会会議録

議題	1 認定コミュニティによる公益を増進するための活動に対する市の支援のあり方に関する事項について 2 その他
日時	令和元年12月24日（火）10時30分から12時15分まで
場所	市役所本庁舎4階会議室1
出席者氏名	安藤委員、柿澤委員、北川委員、水島委員、澤邑委員、名和田委員、三輪委員 （欠席委員）なし （事務局）市民自治推進課 富田課長、木村課長補佐、伊藤課長補佐、窪田副主査、渡邊主任
会議資料	次第 資料1 茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会実績及び令和元年以降の予定について 資料2 認定コミュニティによる公益を増進するための活動に対する市の具体的な支援 資料2-1 まちぢから協議会への財政的支援の手引き（素案） 資料3 質問書に対する市の基本的な考え方 参考資料1 茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に基づくコミュニティの認定状況等について 参考資料2 委員を募集します！茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数	2名

（会議の概要）

○事務局（富田課長）

ただいまより令和元年度第2回茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会を開催させていただきます。

茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則第5条第1項におきまして「審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。」という規定がございます。このことから、今後の議事につきましては、名和田会長の進行でお願いいたします。

議事に入ります前に、事務局より資料のご確認をさせていただきます。

(配付資料の確認)

資料につきましては、以上でございます。

では、以後、名和田会長より進行をお願いいたします。

○名和田議長

では、先ほどご紹介がありましたように、審議会の議長は会長がするという事なので、議長を務めさせていただきます。

まず、冒頭で、会議の開催要件を確認させていただきます。

茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則第5条第2項において「審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」というふうに規定されております。本日は、7名全員が出席しているということで、会議は成立しております。

傍聴人はいらっしゃいますか。

○事務局（富田課長）

現在はまだいらっしゃいません。

○名和田議長

今のところ傍聴人はおられないということであります。

本日の会議の議事録署名委員ですけれども、名簿順で、前回、北川委員より署名をいただきましたので、水島委員ということになりますが、よろしいでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○水島委員

はい。

○名和田議長

審議に入る前に、前回の第1回審議会、令和元年6月28日以降に新しく特定事業の認定を受けた事業がありますので、事務局より報告をお願いします。

○事務局（富田課長）

参考資料1をご覧ください。

認定コミュニティにつきましては、これまでどおり12地区であり、残り1地区はまだ立ち上がっていない状況でございます。

特定事業助成金につきましては、第1回審議会の際には、番号7の松林地区からの広報事業までを情報提供させていただいております。

8番以降になりますけれども、8の湘南地区の広報事業から、4ページの12番小出地区の「相州小出七福神巡り」を活用した健康増進事業までの5事業の提案がありまして、現在、7地区12事業が特定事業として認定されている状況でございます。

なお、こちらの表にはございませんけれども、昨日、海岸地区より1件広報掲示板設置事業が提案され、実施する運びとなったことを、口頭でご報告をさせていただきます。

以上でございます。

○名和田議長

ありがとうございます。

認定コミュニティ企画事業について、前回開催の審議会以降の状況についてご報告をいただきましたけれども、何かご質問等がありますか。

○水島委員

10番の「おでかけワゴン調査研究事業」というのは、県の補助事業にもなっていたような記憶があるのですが、特定事業助成金との切り分けや取り扱いについて、教えてください。

○事務局（渡邊主任）

委員ご指摘のとおり、県でも共生社会推進課から県下5市に対して、「おでかけワゴン」、これは湘南地区特有の名称ですが、いわゆる公共交通空白地に対するアプローチ支援事業といたしまして、補助金が決定されております。

すみ分けに関しましては、県の補助金が交付されたのは11月からとなります。特定事業の7万2千円は、10月までに地域が主体となって、県の補助金が交付されるまでに調査研究を行う事業に対して補助をしたものとなります。そのため、11月以降の動きに関しましては、基本的に県の補助金を活用して調査研究を行っているというすみ分けをさせていただきます。

○水島委員
わかりました。

○名和田議長
重なっていないということですね。

○事務局（渡邊主任）
重なっていないです。

○名和田議長
他にご質問等ありますか。よろしいでしょうか。
では、特定事業についてはこのように進んでいるということで、この審議会としても情報を共有させていただいたということです。
それでは、議題に入りたいと思います。
議題（１）「認定コミュニティによる公益を増進するための活動に対する市の支援のあり方に関する事項について」ということでもあります。これにつきまして、市長より意見を求められているということですので、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○事務局（富田課長）
それでは、審議をしていただくに当たりまして、茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会規則第２条の規定に基づき、市長に代わりまして諮問をさせていただきます。
なお、本来でありましたら、市長もしくは総務部長がお渡しするところでございますけれども、総務部長が他の公務と重なりまして、私からお渡しさせていただきたいと思いません。

（会長へ諮問書を渡す）

○名和田議長
ただいま、市長からの諮問書をお預かりいたしました。委員の皆様には、事務局より諮問書の写しを配付していただきたいと思います。

（事務局より諮問書の写し配付）

○名和田議長

ご覧になってご確認いただきたいと思います。

この議題につきまして、資料2を中心に事務局からご説明をいただいて、それから調査審議を行い、審議会としての答申としたいと思います。

では、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（木村課長補佐）

それでは、資料1及び資料2を使いましてご説明させていただきます。

まず、右上、「令和元年12月24日 資料1」とあるA3の資料をご覧ください。

3段書きになっておりますが、上の2段は、条例の運用と、それに伴う本審議会の動きを示しております。下段は、事務局である市の動きを、それぞれ今年度と来年度の動き、予定について示してあるものでございます。

まず、「審議会」の中段にございます6月28日ですが、今年度、第1回目の審議会を開催したところでございます。前年度、平成30年度における各地区まちぢから協議会の認定要件、活動状況の確認、また、市の支援について諮問し、答申をいただいたところでございます。

答申内容につきましては、各まちぢから協議会に伝え、現在の活動に反映している最中でございます。

右に進みまして、本日12月24日、今年度第2回目の審議会でございます。

予定でございますが、今年度、もう一回、審議会を2月の下旬から3月上旬ごろに開催を予定しております。

内容としましては、令和2年度4月以降になりまして、第1回の審議会では、今年度、平成31年度、令和元年度の各地区まちぢから協議会の認定要件、活動状況の確認、また、市の支援状況、これらを審議していただくこととなりますので、その審議方法について審議いただくものが第3回でございます。

なお、現委員の皆様の任期が、年度明けまして令和2年6月30日までとなっており、来年度の第1回の審議会につきましては、今年度の各地区まちぢから協議会についてご審議をいただくことから、現委員の任期内に開催したいと考えているところでございます。

来年度は、例年3回開催してございました本審議会を2回の開催と考えております。通常、先ほど申し上げました第3回で審議いただいている内容につきましては、前年度の各地区の状況を審議いただきますが、これまでの審議の蓄積もあろうかと思っております。また、今年度も第3回というところで審議方法を議論いただくことから、ある程度確立したものになってきたと思っております。

したがいまして、次年度につきましては、第1回で前年度の活動について、第2回は新たな体制での開催を考えておりますが、新たな委員になられた方がいらっしゃいましたら、

その方へのオリエンテーションを含めました内容で第2回を開催するといったところになります。第3回につきましては、状況に応じて開催していく、このようなことを考えているところでございます。

下段「事務局」の部分につきましては、後ほど別の資料も併せまして、詳しく説明いたします。

続きまして、資料2「認定コミュニティによる公益を増進するための活動に対する市の具体的な支援」をご覧ください。本日、先ほど諮問させていただいた内容となっております。

これまで、委員の皆様からは、条例に基づく認定基準への適合に関する事項をはじめ、各地区まちぢから協議会の活動状況に関する事、市の制度全般に関する事などに対して、さまざまな視点によりご助言をいただいているところでございます。

現在、平成24年度のモデル事業を皮切りに進めてまいりました、新たな地域コミュニティであるまちぢから協議会につきまして、平成28年4月の条例施行から3年が経過し、4年目となっているところでございます。

今年度は、地域と行政との協働事業を推進するための市の支援のあり方につきまして、地域の実態に合った、より効果的な支援となるよう、現在、検証をしているところでございます。

今年度の8月から11月にかけて、主に人的支援、事務局機能、財政支援といった内容につきまして、まちぢから協議会が設立されています全12地区を回り、意見交換を行ってきました。その内容を整理し、検証してきたものが資料2でございます。

内容につきましては、現時点におけるものでございますので、本日、委員の皆様へ、今以上により支援となるようご助言をいただければと思っております。

それでは、それぞれの内容につきまして、概略を説明してまいります。資料2、1ページ、「人的支援」の部分でございます。一番上の四角につきましては、現状をお示ししているものでございます。

現在、各地区まちぢから協議会には、市民自治推進課で、課長、課長補佐2名、担当者6名といった体制で、各地区に総括と地区担当者を配しまして支援をしているところでございます。

課長につきましては全12地区を把握、課長補佐の職につきましては各6地区ずつの統括とそれぞれ1地区を担当し、担当者は1地区から2地区を担当しているような状況でございます。

具体的な方法につきましては、上段四角の中段以降に1から6までございますが、会議への出席、会議の開催通知資料作成、議事録・概要書の作成、会計事務、市や関係団体との連絡調整、他地区・先進事例等の情報提供、各種申請のサポートといった項目が挙げら

れておりまして、それぞれの地区の状況に応じまして、この6項目の中から必要に応じたサポートをしているといった状況でございます。

これらの現状を踏まえまして、8月から11月にかけての意見交換で出た各地区からの意見というものが、囲みの「各地区まちぢから協議会からの主な意見」という部分でございます。人的支援は今後も必要といったことや、より専任的な常駐を望むもの、また、現在の体制で問題ないなどの意見がございました。

この部分に関しまして、これまで審議会の皆様からいただいている内容というのは特になかったところでございます。

意見交換を踏まえまして、現在における市の対応状況や考え方を示したものが一番下の段でございます。

将来は、より地域主体で協議会活動に取り組んでいただくことが、さらなる協議会の発展につながると考えます。

地域担当職員の役割は、①他課、他団体との調整窓口、②他地区、先進事例等の情報提供、③特定事業の申請、会計事務等へのアドバイスを中心に支援することに注力し、その他、各地区まちぢから協議会の状況に応じて必要な支援を行う体制が望ましいと考えます。

これまでと大きく変わるものではないと思いますが、組織の成熟度に応じながら関わっていくというのがよいのではないかとというのが現在の考え方でございます。

続きまして、3ページの「②活動拠点の整備」でございます。

まちぢから協議会の活動を推進するためには、活動拠点の整備が必要であると考えております。そして、現在、地域集会施設、いわゆるコミュニティセンターをその拠点と位置付けているものでございます。市内全13地区ある中、現在11地区において地域集会施設が整備されているといった状況です。

これらにつきまして、意見交換の中では、事務局機能というものの必要性を上げる声が地域から多かったかと思えます。また、事務局機能を備えるには、それなりのものも必要だといった声もございました。

審議会の皆様からは、これまでに、協議会の事務局体制の充実といったところでご助言をいただいているところでございます。

それらを踏まえまして、「市の対応状況・考え方」ですが、まず、現在、未整備地区が2地区ございますが、そのうちの一つである松林地区につきましては、場所が確定したところから、この後の将来的な設置に向けた検討というのが始まったという現状でございます。

その後、ハード面の改善、ソフト面の改善、課題を挙げまして、それぞれの対応というのを述べているのが中段の部分でございます。

下2つの段落は、今後の話でございますが、現在、地域集会施設につきましては、指定管理制度を使いまして、各施設の管理運営委員会、それと、まちぢから協議会に管理運営

を担っているところでございます。4年間の指定管理期間が令和2年度で終えることから、令和3年度からは新たな期間になりますが、この次期指定管理からは、まちぢから協議会に担っていただければと考えているところでございます。

その際に、現在は、管理運営委員会で管理運営している地区につきましては、なかなかまちぢから協議会の仕事というのを頼める状況になかったのですが、そこは、次期管理からは、仕様書や雇用契約の中にまちぢから協議会に関する仕事を述べることによって、しっかりとまちぢから協議会の仕事も携われるような体制というのをつくっていったらよいと考えております。

4ページ「財政的支援」の項目でございます。

現在、各まちぢから協議会に対しまして、協議会の運営という部分での助成金が年間で25万円、運営等助成金という形で補助しており、もう一つ、地域課題を解決するための事業に必要な支援というところで特定事業助成金を補助しております。こちらにつきましては、1地区の上限が200万円でございます。

中段で、その地域課題とはどういったものがあるかでございますが、一番下にあります「交付対象となる事業」というところで4点挙げております。これらの内容に属するものにつきましては、特定事業助成金を使って、地域の皆様に活用していただいております。

5ページへいきまして、意見交換の中で出た意見でございますが、運営費の運用を検討してほしい。これは運用の中身、運用の仕方といった部分でございます。また、運営費25万円、この額について、満足している地区もあれば、一方では、これでは足りないといった地区もありました。また、特定事業についての手続に関する意見もございました。

これまで審議会の皆様からは、自主財源の確保というところでのご助言をいただいたところでございます。また、収支予算書・決算書の書式につきまして、これはある程度各地区で統一が図れるであろうといった助言もいただいているところでございます。これにつきましては、早速、各地区に反映しているところでございます。また、制度自体がよりよくなるように検討してくださいといったものもいただいております。

それらを踏まえました現在の「市の対応状況・考え方」、一番下の四角囲みでございます。

今回のこの検証の中では、いろいろ考えたものの、まず、現状維持、現在の体制のまま財政的支援を継続していこうという結論でございます。ただし、その使いやすさについては、一定の意見をいただいたところから、別紙の資料2-1となっております「財政的支援の手引き」を作成しようと考えております。

それぞれの交付金の目的、交付対象、手続の仕方など、一度地域の皆様にはお示ししているところではございますが、今回、より使いやすくなるよう取りまとめたものが資料2-1でございます。こちらにつきましては、年度内に完成させたものを地域の皆様にお示

ししていきたいと考えております。

なお、「自主財源」という部分につきましては、税務上の取り扱いがあることから、藤沢税務署との協議が必要と考えております。藤沢税務署との協議が整いましたら、この手引きの中に入れ込むことを考えております。いずれにしましても、共通認識を持って、より使いやすくなるよう作成するものがこの手引でございます。

次に、「助言の活用」でございます。

現在、本日開催しております茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会におきまして、各地区まちぢから協議会の認定基準への適合や、活動状況、また、市の体制について、毎年諮問し、答申をいただいているといったところで、その内容を各地区のまちぢから協議会に落とし込むことで、活動をよりよい形にしているところでございます。

また、中段でございますが、先ほどから出ています特定事業、この部分につきましては、認定コミュニティ企画事業審査会による審査・採択を経て初めて実現するという形をとっておりますが、この中でも、企画書、予算書などを通じまして、委員の皆様から助言をいただいております。その内容を反映させる形で、よりよい課題解決の事業展開になるよういかしているところでございます。

この部分に関しては、特段、地域からの意見交換でも出ませんでした。また、これまで、審議会委員の皆様からも、この手法につきましては特段の意見をいただいているところがございます。それらを踏まえまして、「市の対応状況・考え方」でございますが、茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会の開催方法や助言の活用方法等については、これまでも審議を重ねてきたものでございます。それらにつきまして、時間をかけて展開してきたこともございまして、一定の方向性を見出すことができたのではないかと考えております。したがって、これら2つの助言を得る機会というのを活用し、今後もしっかりと活かしていくことを考えているものでございます。

続きまして、7ページ、「その他支援」でございます。

現在、各地区のまちぢから協議会から2名の代表者を入れて構成されております茅ヶ崎市まちぢから協議会連絡会がでございます。こちらは、月1回の定例会を開催し、情報交換会、研修会といったものを、年間を通して開催しておりまして、各地区同士の連絡調整や情報提供というものを図っております。

もう一つ、住民自治組織、茅ヶ崎市で言うところのまちぢから協議会のような組織の設立・発展を支援する全国組織としまして、小規模多機能自治推進ネットワーク会議というものがございます。それと、その下部組織として関東ブロック、関東近郊の市町村や、その他の団体で構成されているものもございます。その中でも、情報交換や、また、テーマの調査研究、こういったものを行っているところでございますので、それらに関しまして、特段2つの組織にという部分ではなかったのですが、まちぢから協議会の認知度に関する

ものなどに関しては意見をいただいたところでございます。

また、審議会の皆様からは、協議会相互の連絡共有が可能となる場の創出というものをいただいております。

それらを踏まえまして、現在の「市の対応状況・考え方」でございしますが、まず、冒頭では、まちぢから協議会連絡会の現在の活動というところで、改めまして①から③まで挙げております。

一番下の部分では、小規模多機能自治推進ネットワーク会議のことを述べているところでございますが、これら2つにつきましても、今後も活用しながら、有益な情報をしっかりと反映していきたいと考えているものでございます。

なお、本日、委員の皆様これからご審議いただくところでございますが、現在、取りまとめたものを使いまして、2回目となる各12地区回りを開催しております。その中で再び意見をいただきながら、よりよいものとなるよう検証を重ねているところでございます。

説明は以上となりますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○名和田議長

ありがとうございました。

先ほど傍聴の方がお見えでございます。傍聴の方におかれましては、傍聴券に記載の内容に沿って傍聴していただきますようお願いいたします。関心を持っていただいております。

それでは、今、答申内容について詳しい説明がありまして、資料1、2につきましては事前に郵送されておりますので、ご覧いただいたかと思っております。それから、このテーマに関しましては、今回、諮問いただきましたが、以前から審議会で議論してきた内容がかなりあります。地域コミュニティ審議会からの答申内容、また意見等という欄があることからわかると思っております。それで、今の時点に立って率直に審議会の意見をまとめていったらよろしいと思っております。

審議の仕方ですが、私の理解するところでは、結構相互に関連しているんですね。例えば、①の人的支援のところは、審議会からの意見等は特になしと書いてあるんですが、②の活動拠点の整備と非常に関連していて、こちらでは簡単にまとめてありますけれども、結構審議会で議論をした記憶がございます。それから、②も実は③ともかなり関連しているということで、それぞれ切り分けてというのもやりにくいかと思っておりますので、まずは全てについて、どこからでもご意見をいただく、あるいは、質問でも構いません。自由にご発言いただくとことにしたいと思います。では、いかがでしょうか。

○北川委員

今後の見通しとしまして、支援の予算というのは大きくは変わらないという前提に立って考えればよろしいでしょうか。

○事務局（富田課長）

4 ページの③財政的支援、運営費部分、あるいは特定事業部分とありますが、そこについては、予算規模というか、支援の中身については特に変更はないという形になります。

○北川委員

この各地区まちぢから協議会の活動に関して、人的支援というところで、職員の皆さんの相当なご尽力があると思っております、先ほどの財政的支援以外にも人的支援という部分が予算的にも大きいものがあると感じております。今後の「市の対応状況・考え方」というところを見ても、いかにスリム化をしていくか、事務的な機能を持たせていくのか、地域に担っていただくのかということを検討されているんだろうなと思ったのですけれども、条例施行から4年目に入って、支援の出口というか、どういった成果を見込んでいくのかというのは何かありますでしょうか。

○事務局（富田課長）

人的支援の内容が①から⑥までございます。この中でも、地区の成熟度と申しますか、取り組みの状況によってかなり差が出ているのが現状です。今、一つの考え方としては、これは、支援とは言ふものの、市と地域の協働という部分の側面もございます。そういった意味では、市の担当職員が地域の活動に対して、常に寄り添っているという姿勢を持ち続ける必要があります。

具体的には、こういった取り組みの中でも、特に会議への出席というところでは、差が出ております。運営委員会全体の会議だったり、役員会だったり、地区には部会、実行委員会などがありますけれども、すべての会議に出席するとなると、職員の負担もありますので、根幹となる部分、その地域の方向性を定める運営委員会や事前の役員会にはしっかりと寄り添っていくという方針です。部会活動も、特定事業の申請など、必要な際には、しっかりと関わっていく。いずれは、地域で一通り運営する、会議の開催、会議のまとめ、役員会等への報告、そういうのはできるだけ地域にやっていただきたいと思うんですが、そこはもう少し伴走支援が必要であると考えております。

○北川委員

ありがとうございます。

関係性もすごく重要だと思うので、今、すごく市の担当職員がぐっと入ってやられているからこそ、いい関係で進むものもあると思っているので、今後のイメージがお聞きできればと思いました。ありがとうございます。

○名和田議長

今の論点及びそれに関連する論点は、結構ポイントだと思いますので、関連するご意見をいただければと思いますが、いかがですか。

○三輪委員

前もカルテみたいなものを見せていただいていたので、どこまで誰がやっているのみたいな話をさせていただいたと思います。それで、先ほども今の話でも、協議会が12地区あって、それぞれ少し温度差があるというか、動きが違うということは当然承知なんですけれども、最初の人的支援に書いてある①から⑥の中の、例えば、会議の開催通知は最初から地域担当職員がするというイメージで書いてあるのですか。状況によって役割分担を決めていくことなど、地域との調整が必要だと思います。我々のエリアはこれとこれはやって、これはあなたなど、それぞれの温度差があると思いますが、開催通知や議事録の作成というのも全部を地域担当職員がやるみたいな書きっぷりになっているので、その辺はどうなのかという実情的なところを教えていただきたいです。

○事務局（富田課長）

ほとんどの地区は、地域でやっているというところもありますが、状況に応じて、地域担当職員が担う状況もあるといったところではございます。こちら、中段の「協議会からの主な意見」の3つ目にもございます、本来はもっと地域の事務は地域がやるべきであるとも感じているといった声は結構多かったところではございまして、現在、市の職員が担っている部分につきましても、それは市の仕事だろうというような観点ではなく、実情でお願いしているというような考え方で対応しているというのが現状でございます。

○三輪委員

わかりました。そうすると、これは、協議会を進める上でのプレイヤーが、当然、地域の方と市の地域担当職員という2つの話になっているのですが、例えば、コミュニティセンターの管理運営委員会みたいなところで入っていらっしゃるような、第三セクター的なのか、職員でもなくて、住民の方でもなくて、コーディネーション的に入っている組織、人もいるところといないところあると思いますが、その辺はどのような感じなのか。つまり、今のお話で言うと、本来は地域がやるべきであるが、地域でマンパワーがな

いといった際に、それをフォローしてくれる、伴走してくれる、市役所の人でもない人の可能性やあり方はどうですか。

○事務局（富田課長）

中間支援の組織等というのは、我々の中では想定はしていないところです。地域の中で、確かにマンパワーなど様々な条件の中で満足に地域だけでは独立できない、自立できない部分があるかもしれませんが、そこは、地域担当職員が伴走支援という形で補っていきます。よりよいものになるような支援をしていくように今のところは進めていますし、コミュニティセンターにつきましても、実は地域住民組織で運営、指定管理をやっていただいているということです。ある意味、まちぢから協議会の構成とコミュニティセンターの管理運営委員会の構成は似ています。地域で総合的な視点から地域のことを考えられる組織という形になりますので、今、そこは両立している状況になっております。

○名和田議長

多分、三輪委員の観点で言うと、コミュニティセンターでも管理運営委員会自身がいるいろいろやっているのではなくて、スタッフを雇用してやっているわけですよ。スタッフの中で協議会活動のコーディネーションをやるような場合はないのかということですよ。実際、この中にも、コミュニティセンターの職員は理解が足りないとか、あるいは手伝ってくれる場合もあるとか、いろいろなことが書かれています。コミュニティセンターの職員がもう少し協議会活動に関わってくるような方向性はお考えではないのかという質問になるのかなと思います。

○三輪委員

その通りです。補足すると、今の「人的支援」の「主な意見」の2つ目に「地区専任の職員を常駐させてほしい」という「職員」が、要は行政職員なのか、我々じゃなくて、住民でもなくて、もしかしたら今の話でいくと、コミュニティセンターの職員みたいなのが、半分行政みたいなもの、でも外の人、そういうイメージの職員という言い方なのか、ここに書いてある分には、今担当している行政の方々をイメージして発言されたから、ここに入っているかもしれないのですけれども、その像が本当は想定されるべきであり、その人がどういう役割分担と、仲介役みたいな話、翻訳とか、そういう可能性というのはあるのかなというのを思ったので質問しました。

○事務局（富田課長）

「人的支援」のページの「地区専任の職員」というのは、これはまさに市の職員を想定

しているお話だと思ひまして、やはり、地域と担当者がかなり密に連絡を取っていることが通常の業務でありますので、そういった職員が、コミュニティセンターとか拠点にいたほうが、よりスムーズに円滑に進むということの意味が入っているのかなと思ひます。

○三輪委員

これは、こちらの意図としては、コミュニティセンターに行政職員が常駐してほしいという、ストレートに言えばそういうイメージという意味ですか。

○事務局（富田課長）

そういう意味です。こちらの人的支援の観点で言えば。

○名和田議長

それだと出張所扱いになるんですか。

○三輪委員

そうですね。ただし、それではおかしいのですけれども。

○事務局（富田課長）

なので、当初、制度設計している際には、確かに地域もいいし、行政もスムーズに地域と取り組みがしやすいという考えがあったのですけれども、実際は、そういったことはしない、想定はしない範囲で進めているところです。

○名和田議長

三輪委員、あるいは他の委員からのイメージはどうですか。コミュニティセンターの管理運営委員会というものが、80年代から全国的に体制が広がりました。90年代、特に今世紀になってからは、協議会組織が出てきて、地域の中にコミュニティセンターの管理運営委員会と協議会組織が二重にあるという状況が全国的にあつて、これを一本化するのには実はなかなか難しいです。今回、市のお考えで出されている文章だと、これを協議会組織に変えていくんだという考えが示されています。これはそれなりに大変なことなので、頑張つて方針を出されているなど私は思うのですけれども、その場合、協議会が指定管理者になって、コミュニティセンターを活動拠点、運営拠点にするという体制をとっているところは、市の職員ではなくて、協議会側のスタッフがコーディネートも含めて協議会の活動を支えていくというところが多いのではないかと思います。そういうイメージを持つのか、それとも出張所的なイメージを持つのかという点はどうですか。

○安藤委員

私は浜須賀地区の状況しかわからないので、他地区が一緒かどうかかわからないですけれども、浜須賀地区は、浜須賀会館というのがあって、その管理運営委員会とまちぢから協議会がほぼ同じメンバーで、会議も同じメンバーが月2回集まるみたいな状況になっているのです。そのため、令和3年度からまちぢから協議会でコミュニティセンターを運営していくという、一つに合体するというか、その方向性は私としては賛成だと思っています。ただ、管理運営委員会というのは昔からあって、自治の精神で、全て自分たちでやっています。まちぢから協議会が後から入ってきて、市がやりましようとしてやっていますので、多分、浜須賀地区は特に、会議の日程から議事録から全部、事務関係とか、広報のまとめ役まで、みんな市の担当職員がやってくださっているという状況で、まちぢから協議会というものの捉え方が、住民的には、市から「やれ」と言われてやっているような部分が、浜須賀地区の場合は大きいと思います。浜須賀会館管理運営委員会は、自分たちが請け負って、自分たちでやっている自負みたいなものがあるって、今後そうやって一つにしていくみたいなところがうまくミックスさせるのが、結構難しいと思いました。

そのため、まちぢから協議会自体の捉え方を変えていかないと、市の職員に必ず常駐してほしいという意見がずっと出続けてしまうのではないかなと思うので、その辺をどうやったら変えられるかなと、お聞きして思いました。

○事務局（富田課長）

今、安藤委員からお話があったとおり、どこの地区も、コミュニティセンターがあるところは、先に住民が管理運営組織を構成してやってきたという歴史があります。まちぢから協議会という新しい考え方がその後からきたということで、地区の中で確かに両方の組織があるのが現状です。

そういった中で、今、会議のお話もありましたけれども、同じようなメンバーで、内容は違うけれども、会議が幾つもできてしまう、それを負担という捉え方もあろうかと思えます。

ただ、まちぢから協議会の目指すところというのは、やはり地域を総合的に俯瞰して課題解決に取り組む組織です。その活動場所や拠点コミュニティセンター、地域集会施設です。コミュニティセンターの建設とまちぢから協議会の設立が同時にできていれば、そういった形が普通になっていたと思います。現に松浪地区がそうでしたけれども、そういった形がある意味、一つの良い形なのではないのかというのを我々が思っているところと、一つにして、今までの指定管理と同じように自主的に回せるような形が良いよねというのは、幾つかの地区からは声が出ているところです。それが全体的なオーソライズになって

いないところはあるのですけれども、一つの目指す形というのはそういうものと考えております。

○名和田議長

今の論点、いかがでしょうか。

今、表面的には質問という形でやりとりを行われていますけれども、ニュアンスとしては、さっき支援の「出口」という言葉も使われましたし、安藤委員のコミュニティセンターの自治的精神と協議会組織を市の職員がかなりお膳立てをしているという側面と、この2つが一本化するためには、管理運営委員会的精神に合わせていかなければならないのではないかというお考えですよ。

○安藤委員

市民がどう変わるというのが、今の段階ですごい難しいと思いました。まちぢから協議会自体の意識を変えるというのが、他の地域はわからないですけれども、浜須賀の例で言うと、そういう意識が薄いと思っていて、そこをどうやって変えていくか。

○名和田議長

人的支援の問題とコミュニティセンターの管理運営問題は、実は非常に関連していて、まず、予算的にも、コミュニティセンターについている指定管理料の中でまちぢから協議会の管理運営もできれば、そんなに大きな市の財政負担にならないということがあります。だから、すべて関連しているのだけれども、現状は過渡的な段階で、市の職員の関わりをいきなりやめて、各協議会で適当に、運営費の25万円があるから、事務局員を何とかしてコミュニティセンターの助力も借りてやりましょうよと、いきなりそういうふうにと混乱が生ずるといっているのはあるけれども、方向性としては、協議会が自立的に事務局を担って、コミュニティセンターを拠点に活動していくというイメージがあります。これは、この審議会の中でも何となく共有されてきたイメージであると私は記憶しております。ただ、そこにいきなりいくというのは非常に難しいということがあります。そういう調子で答申をするということになりましょうか。

今の件、さらにご意見を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○澤邑委員

コミュニティセンターがない地区というのはどのような運営なんですか。

○事務局（富田課長）

地域で運営できる活動場所がない関係もありますが、そこに社会教育施設の公民館がありまして、そこを事業で使用して取り組みをしています。一方で、そういった場所の事務局という話と、あとは、例えば、事務局長といういわゆる市との窓口になっていただくような地域の方、そういったところの充実を一つ目指しているところもありまして、コミュニティセンターがないところだと電話連絡になってしまうのですが、コミュニティセンターがないところではそういった公共施設を使って、会議とか取り組みを進めていただくイメージになっております。

○名和田議長

松林地区は公民館があつて、そこで我々の知っているあの先進的な取り組みをしていらっしゃるんですね。だけど、コミュニティセンターがないし、事務局が常駐できる場もない。少し不便をしているということです。

○事務局（富田課長）

事業で言いますと、松林地区では、居場所づくり事業をやっているのですが、空き家を借りて実施しています。そういった地域の公共施設や地域資源をうまく使って活動をしていただいているという現状になります。

○澤邑委員

まだ立ち上がっていない湘北地区で言うと、例えば、香川公民館に集まるとしたら、甘沼自治会の者からしたら、遠くて行きにくいよ、みたいな雰囲気になる可能性もありますよね。その折り合いの良い場所を見つけて、新たにコミュニティセンターを建設するところまではいかないのですか。

○事務局（富田課長）

湘北地区は、まだ場所も決まっていないのですが、その地区の中心が良いとは思いますがけれども、そういった土地にめぐり合えるかどうかということと、今、市としましても、既存の公共施設や公共用地をうまく使って、また複合化させるなど、効率良くという一つの考え方がありまして、どこか中心に土地を買ってとか、今はそういうふうな踏み込みができないような現実がありますので、みんなが集まりやすい場所となるかどうかというのは、そこはなかなか難しいのかなと思います。

○名和田議長

そういうことを背景に「市の対応状況・考え方」というのが出てきていると思います。

他にいかがでしょうか。

○水島委員

まちぢから協議会の姿が何回か話題に出たと思いますが、それぞれの形が少しずつ違って、まちぢから協議会のイメージというものが地域ごとに少しずつ違っていているように感じます。さっき浜須賀地区の話も出ましたが、おそらく隣の松浪地区は、まちぢから協議会が中心になって、いろいろなものが既に行われていますけれども、多分、まちぢから協議会のイメージが少しずつ違うのと、市の関わり方の期待も含めて、関り方についての考え方も少しずつ違いがあるので、2ページと3ページに書かれていることが実現していくと、ここは反対するところは全くありませんので、できていくといいなと思います。ただ、反対に、そういう違いがあるので、実践していくのは非常に難しいなという印象を持っています。

あと、コミュニティセンターというのは、今いらっしゃる方は、基本的にはコミュニティセンターの運営に関わることでいいですね。部屋の貸し出しをするというところで、今度、まちぢから協議会の事務的なものを担っていただくとなると、だいぶ違う要素が入ってきて、まちぢから協議会の今のメンバーの構成というのは、いろいろな団体の代表が入ってきているので、言ってみれば、各団体の会長ばかりです。そういうメンバーにそういう個人的なものを期待するのか、今、コミュニティセンターは、職員の方を地域で雇用されてやっていますけれども、そういう形でまた応援できるようにしていくのかとか、そういうものも少し整理をしていかないと、市の関わり方も整理していくのは少し難しいという印象を持っています。

○名和田議長

ありがとうございます。
他にご発言ありますか。

○三輪委員

今の活動拠点というのは、どちらかというと事務局拠点ですね。

○名和田議長

そのイメージも二重にありますね。

○三輪委員

二重にあるなと思っています。なぜなら、場所も必ずそこで活動しなければいけないと

いうわけではなくて、もっと言えば、先ほどのある程度大きいエリアで、真ん中に活動拠点があったとしても、端っこの人はなかなか行けないわけですよ。今の徒歩圏内みたいな話とか、高齢者の人とか、小さなお子さんみたいな話からすると、もう少しアウトリーチ的な動きで、例えば、公園とか、空き家とか、ここは学校の空き教室、みたいなバリエーションがそれぞれのところにあって、ただ、事務局としてはここというところがはっきりしているというのが一番理想的な活動の動きだと思うと、必ずしもコミュニティセンターにこだわらなくても良いのではないかと考えています。

それも拠点は1つではないと思います。例えば、小学校、中学校でもやろうとか、いろいろあると思います。それも全部活動拠点ですよ。ですから、事務局機能として、例えば、名簿が完備されているとか、打ち合わせを絶対するとか、そういう可能性のものと、実際に住民の方々が動きやすい活動を起こしていくという考え方は、むしろしっかりと折り込んで良いと思います。

ファシリティマネジメントの観点で言えば、例えば、小学校だったり、公民館だったり、それぞれファシリティの管理者が違うわけですよ。行政側の窓口も変わってくるわけですよ。そこを、コーディネートするのに、担当職員は奔走しないといけないかもしれないわけですよ。公園でこういうことをやりたいのに許可を出さなきゃいけないときに、行政の誰に言えばいいの、あそこは誰の土地なの、どうすればいいのみたいなことに奔走されるのに、パッと一言で、そこはまちちから協議会の活動として、公的ではない、民地も含めてやりたいと思うんだよねといったときに、ササッとフォローしてもらえるという体制というのは、むしろ人的なサポートで、行政にはそこが期待されるべきであって、だから、活動拠点という意味合いのところをもう少し細分化して整理したら良いのではないかなと思います。

○名和田議長

ありがとうございます。

今の論点を後でまとめたいと思いますが、他の論点、例えば、まちちから協議会の認知度が低いという話ですけれども、活動していくとだんだん上がるのですよね。他の自治体もそうです。ですから、3年に一回ぐらい市民意識調査の一項目に市民自治推進課として入り込んでもらうというようなことが必要なのかなと思います。今、一連の話題になった点の他にご発言のご準備がありましたら、お願いします。

あと、助言の活用というところは、ある意味この審議会の自己反省という意味もありますけれども、もし、審議会はこうやったらよかった、みたいなことがありましたら、お願いしたいと思います。

情報交換会の見学の場をいただいて、我々が出かけていくというつき合い方はあるわけ

ですが、協議会の方々との懇談の場を持つということは、今後も重要だと思っています。我々が、書類を見て、それで諮問に対して調査・審議をし、答申をするという仕事のスタイルですけれども、特に我々、会長、副会長は市外の者なので、全く知らないではお話になりませんので、私も機会があれば出かけておりますけれども、そういった情報交換会に出席するとか、全国の事例ではシンポジウムをやって協議会の発表をするとか、少し堅苦しくなりますけれども、PRの効果は大きいと思います。そういったようなことは必要だと思いますが、審議会として、もし他に反省事項があればと思いますが、他にいかがですか。

○安藤委員

質問になってしまうのですが、毎月第2水曜日のまちぢから協議会連絡会定例会というのは、各地区の会長たちが集まって毎月水曜日に開催しているのですか。

○事務局（富田課長）

各地区の会長と、副会長のうちの1人、計2名ずつ各地区から出てきていただいているものがまちぢから協議会連絡会です。

○安藤委員

それは前からやっていますか。

○事務局（富田課長）

まちぢから協議会もやっていますし、その前身の自治会連合会時代にも行っています。

○安藤委員

わかりました。

○名和田議長

では、他にご発言ないようでしたら、私もいろいろ感想を書きつけてきたのですけれども、財政的支援については、あまりご意見がなかったし、現状のままで良いと思います。25万円の運営費というのは、さっきの事務局体制では定まらないと、今のままでいくしかないということだと思いますし、それから、特定事業を審査するというやり方は、実は非常に良くて、他の自治体だと、一括交付金で地域に渡してしまっていて、自分で決められるみたいところが結構多いのですけれども、これはドイツだと憲法裁判になったようなお話でありまして、議会の予算権の関係では危ういところもなくはありませんので、茅ヶ崎

市のように、一応枠だけ確保していて、その都度申請をしていただいて、審査会で審査をして決定をするというやり方は非常に賢いと思っています。

実際、私も、時々アドバイザーとして審査会に出席させていただいておまして、関連の部長が出席されているわけですが、かなり厳しいです。かなり厳しいご意見が出ますけれども、それを通して助成金が出されるということで、財政的支援を今のような体制で協議会と行っていく限り、こういうやり方だろうなと思います。

それを踏まえて、人的支援と活動拠点という両者、実は関連していることについては、私と三輪委員は市外の者で、事務局機能を充実させて、コーディネーター、民間のスキル、専門性のある人を雇用してやりましょうというイメージを描きがちで、皆さんも究極的にはそうだと思ってもらえる感じがあるのですが、先ほど、水島委員がおっしゃったのは、私にとっては非常に印象的で、地域ごとに差があるし、既にかなり市が入って関係を構築しておられて、これはやはり重要なことなのです。他の自治体の例を見ていると、各地に出張所があったり、事務所があったりして、そちら任せになると、本体の茅ヶ崎市で言うところの市民自治推進課と地域がかなり切れてしまうんですね。「最近、あまり地域に行かないんですよ」とか、そういうことを平気で課の人間が言うようになってしまうので、それだとあまりよろしくなくて、今、茅ヶ崎市の市民自治推進課の方々が地域と信頼関係を持っているというのは、これは非常に大きな財産で、このやり方で当面行くことが望ましいのではないかと思います。

ただ、コミュニティセンターの指定管理者の選定替えの時期がそろそろ迫っていて、一つ少し動かそうというのが市のお考えの基本骨子ではないのかとお見受けすると、基本的にはこれでいながら、たしか北川委員でしたか「人的支援の出口」ということを常に意識してやっていただきたいということですね。その「人的支援の出口」を意識すべきであるということぐらいが、この審議会の答申のまとめになるのかなと感じましたが、いかがですか。そういう感じで答申書をつくってよろしいですか。その他、市の考え方に若干注文をつけたいところがありましたら、おっしゃっていただきたいと思います。

人的支援、管理活動拠点の問題につきましても、おおむねこれで構わないんだけど、人的支援体制や、今後のコミュニティセンターのあるべき姿等々について、もう少し中長期的な展望をはっきりさせるように検討していくべきではないかといったことを答申としてまとめるということでもよろしいですかね。結果としては、理論的というか、簡略なんだけれども、多くの方々のご発言を聞くと、なかなかすんなりとは結論が出にくい状況にあり、それぞれ関係者の方々が頑張っておられる時期だと思います。

具体的な答申は、今のご議論を踏まえまして、事務局で答申書という形で作っていただいて、会長、副会長で点検をして、答申として市長に申し上げたいと思いますが、ご一任いただけますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○名和田議長

悩んだら、また委員の皆さんにメール等でご相談をすることもあるかと思います。
ありがとうございました。では、そういうことで答申をしていきたいと思えます。
では、議題の1はこれで終わります。

では、議題の2でその他でございます。その他として、各委員から全体を通してのご意見とか連絡事項とか、各委員からございますでしょうか。

では、あとは事務局から、その他議題でありますでしょうか。

○事務局（木村課長補佐）

では、本日、机前にお配りしました資料3をご覧ください。

9月18日付けで本市の市議会議員より、茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会会長宛てに質問書が提出されたところでございます。内容につきましては、審議会での議論、開催のタイミングもあることから、時間を要することについては了承をいただいているものでございます。本日は、ご質問に対しまして、当審議会の事務を所管する市民自治推進課の基本的な考え方を示しておりますので、回答につきましてご確認いただければと思っております。

それでは、内容を確認してまいります。

まず、「まちぢから協議会の民主的な運営に関すること」についてです。質問内容を読み上げます。

地域コミュニティの認定は、「地域コミュニティの認定等に関する条例」の第2条で、各号に掲げる基準に適合するものとされており、そのひとつである第2条の第6項「民主的に運営されているものであること」については、たいへんに重い一文であり、最も重要な基準であると思っております。

その一方で、地域コミュニティ審議会では、一つのコミュニティの認定がわずか数十分ほどで行われますが、民主的な運営という重要な判断が、このような短時間で判断を下されてしまうことに疑問を持っております。

審議会の議事録を読みますと、まちぢから協議会の実際の現状とかけ離れた内容が職員から報告されているのにも驚きます。いじめ問題を扱った審議会では、職員が自己判断により審議会に資料を提出せず、問題となり再審議となりました。当審議会でも、住民からの直接の説明ではなく、職員により取捨選択された内容が審議会に提出されているため、実情とかけ離れた報告になっていると思えます。

中略をはさみまして、審議会は、何を根拠にして地域コミュニティの「民主的な運営」を判断しているのでしょうか。

そもそも、このような審議会の短い時間では、民主的な活動であるか否か、容易に判断はできないはずです。それであっても民主的と判断する、判断されている関係には何か気味のわるいものを感じています。

といったものでございます。これに関する市の考え方を後段に述べております。確認になりますが、民主的な運営をされているものということが認定の要件の一つになっていいますが、この部分に関しましては、茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会認定審査要領に基づき、審議会に諮り、審議を行って確認しているものでございます。

「民主的」の解釈と基準に適合するための具体的な要件については、以下に示しているものでございます。以下の囲みは、「茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例及び同条例施行規則の運用について」から抜粋しているものでございますが、この条文の趣旨、「民主的に運営されているものであること」につきましましては、組織の運営や合意形成が民主的に行われていることが必要だからでございます。

では、「民主的」とはどういったものなのかが次のページにございます。

「『民主的』とは？」というところで載せておりますが、コミュニティに関わりのある人たちの考えに基づいて物事が決められていくことを意味しているものでございます。後段でございますが、「つまり」というところで、各種団体の平等が重んじられた上での組織運営や合意形成がなされていることとなります。

また、「基準に適合するための要件」というところで3点ございますが、1つは、各地区コミュニティの規約に各種団体が平等に扱われ、自由な意見交換による組織運営がなされて合意が図れることが規定されているというものや、2点目、認定に際しまして、認定申請書を提出することになっているのですが、その中で、組織運営や合意形成といったところで民主的な仕組みがしっかりと記載されていること。

合意形成に当たっては、多数決など客観的に民主的であると判断できるような手法によって行われることが明確であるといったところで、まず、こういった仕組みが整っていることが要件となっております。

これらの適合条件については、審議会で審査するところでございますが、下段に載せてあるのが、毎年、第1回の会議で使う確認表です。茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会認定審査基準確認表を活用して、まず適合条件を確認しております。各地区の規約がしっかりと民主的な部分がかかれていのかどうかといったところを、まず仕組みの確認をするところでございます。

その後、該当する部分は、年1回の審議会の中で、毎月の会議に参加しております地区担当職員による活動の報告をする中で判断いただいているところでございます。この報告

については、良い報告のみではなく、地域職員が感じる客観的な部分での問題点や課題等も報告しているものでありますので、ここで助言をいただき、各地区の取り組みに反映し、必要に応じて修正等を行っているものでございます。

また、委員の皆様におかれましては、茅ヶ崎市に在住で関係のある方や、名和田会長も茅ヶ崎市に長く携わっていただいております、実際に地区で活動されている住民の方とも何度も交流をされておりますので、より茅ヶ崎市のことを知った上でいろいろご判断をいただいている状況です。

続きまして、2点目、パワーハラの苦情でございます。質問内容を読み上げます。

まちぢから協議会で「パワーハラスメント」、「モラルハラスメント」を受けているという相談が私のところへ来ています。まちぢから協議会の委員、役員から怒鳴りつけられたり、自分の言うことを聞けと執拗に強制されたりなどが、継続的に行われています。私自身もこのような経験があります。ハラスメント被害を受けていても、生活がしづらくなる、子どもがいじめられるなどの心配で事実を表に出せません。被害を受けた側は泣寝入りで、ハラスメントを行う側が残り続けていきます。このような実情がある以上、いったん全てのまちぢから協議会の活動を止め、実情を調べて、ハラスメントを起こさない、認めない状態を確認できた時点で活動を再開するぐらいの厳しい措置が取られるべきと考えます。

審議会が民主的な運営と判断したまちぢから協議会で、このようなハラスメントが継続的に行われていることをどうお考えでしょうか。

ハラスメントの問題は、いじめ問題と同様に解決が半年、1年後と遅くなるのでは意味がありません。早急の確認と解決をお願いいたします。

これに対する市の考え方でございます。

まず、本市としましては、こういった事実は確認ができていないところでございます。ただし、そのような状況を確認できた際には、事実確認、対応というものが必要であると考えています。

次のページに3番、4番とございますが、これらにつきましては、本審議会の所掌事項とは対象外となるというところですので、参考掲載というところでございます。

簡単に申し上げますと、3番は、「まちぢから協議会から審議会へ参加する委員に女性がゼロ」といったところでございます。こちら、まちぢから協議会の委員は、幾つか審議会などの委員になっており、例えば、防災会議の委員、国民保護協議会の委員、また、いじめ問題対策連絡協議会委員など、28の会議にそれぞれまちぢから協議会連絡会の委員から委員を選出しているといった状況になりますが、そこに女性委員がいないことについて述べられているものでございます。

もう一つ、4番、「まちぢから協議会の意見を聞いているから地域の意見を聞いている」

というものがございます。こちらは、昨年度、茅ヶ崎市都市マスタープランの改訂というものを茅ヶ崎市の都市政策課で行ったものでございます。これにまちぢから協議会から意見交換のような場を設けて、様々な改正に当たっての意見聴取をしたといった場でありませんが、それについて述べているものでございます。

それらに対する市の考え方は5ページでございますが、実は、今年度の6月の議会でも一般質問として同じような内容を取り上げているものでございまして、そのときの担当部署の答えをそのまま載せているものでございます。

3、4は参考ではありましたが、以上、説明でございます。

○名和田議長

ありがとうございました。

これは、市民というか、一議員からこういった問題提起をいただいたということで、これは協議会制度に関心を持っていただいているということの表れでもあり、大変ありがたいことと思っております。ここで若干審議をして、こういう回答でよろしいかどうか、あるいは、よろしくないとするれば、どういう回答にするかということについて、ご議論いただきたいと思えます。

ただ、3と4は、今、事務局から説明がありましたように、我々の直接の所掌事項ではないということで、1と2について主としてご議論いただければと思えます。これは質問書も資料として配られているので、これをご覧になればわかりますが、実は私宛てになっています。ただ、私個人宛てではなくて、審議会の会長が議長をやるわけですけれども、議長宛てということになっていて、こういうものに個人的に自分の私的見解を述べるというのは、市の附属機関のあり方としておかしいので、きちんと審議会で議論をしていただき、事務局が結果を取りまとめ、会長、副会長が確認をして、それでお答えをするべきだと私も考えましたので、本日の審議会のお時間をいただいて議論するものであります。

今日、初めて配られましたが、事務局から丁寧に説明をしていただきましたので、委員の率直なご発言等をいただければと思えますが、いかがでしょうか。

○北川委員

1番については、これで良いのかなと思いました。

2番のパワハラの関係ですが、実際にこういうことが起こっているとすると、無視のできないことと思うですけれども、その事実の確認がない限り、何か手を打つこともできないという中で、学校内のいじめみたいなのところもそれと同じだと思いますが、これが本当に現実にあつて、どうやって確認をしていくのか、取り得る手というのは何かあるものなののでしょうか。もし、本当にこれで苦しんでいる人がいるのであれば、すごく大変なこと

だと思うので、そこの対応の仕方というのが何かあれば、お聞きできたらと思います。

○事務局（富田課長）

3ページの「市の考え方」のところにありますが、一度、この回答をお渡しするタイミングになるのか、その前か、今回、提起いただいた議員には、別の時間を設けて、状況を聞いた上で、その中で、どこの地区という特定の話になるのか、まずは一回聞き取りをしっかりとやらなければいけないと思っています。

○北川委員

わかりました。

○名和田議長

もし、パワハラ的なことがあるとしたら重大な問題で、できる限り調査をしていただきたいと思っています。固有名詞を挙げるのはよくないので、固有名詞は挙げませんが、他の自治体でも、パワハラまでいくかどうかわからないのですけれども、結構、協議会の役員の方が事務局員を怒鳴りつけるとか、そういうことはなくなはないのです。だから、そういう問題は本当にあってはいけないわけで、協議会の中の、それこそ民主的な運営の気風の中で克服されているのが望ましいと思いますけれども、市としてもできる限りの関与をしていただけるとありがたいなと思います。

他にいかがでしょうか。

○三輪委員

難しいですね。1番については、便宜上、こういうルールで規定しているということでしか判断基準がないというのは事実だと思います。先ほどの話に絡んでくるのですが、協働とか役割分担とか、やるかやらせられるみたいな意識的な話というのは、結構コミュニケーションの問題の先にあるので、それと民主的な運営と思うか思わないかみたいところはすごく絡んでくるような気がしていて、割と市からこういうふうに言われて、こう言っているんだよねという発想と、それぞれの違っている中にもそれぞれの違った考えの人がいる中で、「民主的な」というところを一つの物差しにしながら、それはこう、これはこうと白黒つけていけない部分のような気はしています。

文章的に回答するとなると、今はとりあえず、「今は」という言い方が大事なのですがけれども、我々の判断としては、そこに留意しながらも、こういう判断基準で示しているという意味では、1つ目の「民主的運営」というところに半分ゆだねているところもあるかなと思います。

パワハラに関しては、あるんだろうなという気はします。それは、ハラスメントを受けているか受けていないという感覚になるのか、町内会というか、いろいろな人が住んでいる中で、威圧的に言うというのは、ハラスメントと取るか取らないかみたいな話は、いろいろあるわけですね。

ただ、何らかそこのコミュニケーション、究極は全部コミュニケーション不足で、そういう意味で言うと、「受けていると思った」という事実というのが存在しているのであれば、そこは解決していくように動くしかないと思います。

行政がどのように関わるのかというのは悩ましいところではありますが、少なくともそういう思いがあるということは、何らか状況の確認を早急にしつつ、どのように解決するかというの、これもそういう問題も住民というか、組織側に腹を割って話していくようにするしかないという気はしますよね。

大学でもハラスメント問題というのは起こります。教員に対する話もあります。1年に何件かあるのですけれども、それは昔に比べたら、ハラスメントという言葉に敏感に反応する時代になっているというか、これは時代の問題だけではなくて、感覚的なところで、すごく威圧的に受けたというようなところが、そのままイコール、ハラスメントになってしまう人もいるし、そうじゃない世代もあるし、人によって考え方が問題だと思いません。

でも、嫌な感覚があるというのが最大の事実で、嫌な感覚があるという仕組みを早めに撤去するというのは、コミュニケーションを取っていくということを促すしかないのです。なので、事実確認と併せて、こういうことが起こっているという事実も、地域の中で暮らすということはそういうことですよねというような話というのは、全体にかけてもいいのかもしれないと思います。

○名和田議長

他にご発言ありますでしょうか。

○澤邑委員

1番の中略の上というのは、別にこれはスルーしているということでもいいんですか。違う内容が報告されているとかなんとか書かれていますけれども、そうなのかなとかいうことは別に、民主的かどうかということだけ答えておけば、これはよいということになるのかなと。

○事務局（富田課長）

前段、中略の上段、3段落あります。2段落目でも「民主的な運営という判断」という

言葉があります。中略と書いてあるのは、原本を見ていただくとおわかりだと思いますが、中略の下の部分というのは、最後のところの文章を、我々で、こういったことなのかなということで質問内容をまとめた形で作っているところです。解釈の取り違いがあつたら直さなければいけないのですが、民主的な運営に関することということでのトータル的な答えと捉えたところでございます。

○澤邑委員

2番は、実際、この議員の方に聞いてみなければ、どうなのかというのはよくわからないと思うので、聞き取りを行うということですので、ぜひ詳しく聞いていただければと思います。

○名和田議長

他にございますでしょうか。

○三輪委員

質問ですが、私も確かに中略が気になるんですけども、1番の本文を見ると、最後の都市マスタープランの話が、何となく地域の意見交換会という場に、都市マスタープランと取り違えているという話題と、それからもう一つは、意見書の2枚目の真ん中ぐらいのところに、そういう場になかなか参加する機会がなかったり、日程が公開されなかったりということが書かれていて、これは、少なくとも都市マス云々、そもそもそのように、地域意見交換会といったら公開しているだろうと思うのですけれども、そういう話というのは、今、4の中に含まれて回答を書いている感じなのでしょうか。

○名和田議長

そうですね。

○三輪委員

4の中で、都市マスタープランの話为例にして話をしているようにも見えるのですけれども、まちぢから協議会というのが全て、要は住民の代表的な組織だと取り違えているのではないかな、みたいなことを後段で議論をしていて、民主的な運営になるのかという話の筋かなと思いつつながら、これは見て聞いていました。

そのように考えると、都市マスタープランの意見聴取をこれにしたよという話題と、地域の意見交換会とかそういう場がオープンになっていないことをすごく訴えられているような気がするのと、併せて、そこにどういう人たちが関わっているのかという、そういう

意味合いが最初の民主的運営に関することに絡んでいるような質問の立て方だと思ったのですけれども。

形式上は、協議会の運営は民主的に認定していますよという話と、オープンな場のあり方とか、住民の方々が少なくともまちぢから協議会というものに意見を言いやすいとか、さっきのパワハラとかそういう話も同じだと思うのですけれども、いろいろな人たちの意見が聴取されて、しっかり意見が上がってくるような協議会運営を目指してほしいという意図にも取れるのですけれども、そういうことを目指すべきだという前提で話を書いていくのもありなのかなと思いました。

○名和田議長

少しまとめてよろしいでしょうか。

まず、まちぢから協議会の運営、認定コミュニティの基本性格ですけれども、どこかの説明で「コミュニティ」という言葉が出てきて、実はこれは自治基本条例にコミュニティを尊重すると規定されています。コミュニティを尊重すると。そこの「コミュニティ」という言葉の意味はかなり広くて、いろいろな団体が全てコミュニティである。その様々なコミュニティの中でも、こういう特別な扱いをする。特定事業が申請できるとか、運営費の25万円がもらえるとか、そういった特別な重要なコミュニティとして認定するというのが認定コミュニティ条例の存在意義でして、私は条例の検討から関りましたので、よく覚えています。そのための審議会がこの会なのです。

したがって、私は、こういうことを全国のみならず国際的に比較するのが自分の商売なので、まちぢから協議会のような協議会組織が地域の代表として地域の総意を形成するものだと見たいのですけれども、茅ヶ崎市の場合は必ずしもそうではありません。そのことを4番への回答できっちり書いています。これはこの位置が良いと思います。我々、審議会は、そういう趣旨の認定コミュニティ条例の仕組みの中で、市長の附属機関として動いています。そういう前提でお答えをするしかないのだと思います。

そうすると、民主的というのは、条例が定めているような、我々として条例を解釈して、こういう意味だということ念頭に、その基準で審議をして答申をするということだと思います。そこにおける民主的というのは、実は別に世の中で言われている民主的とまるで違うことではなくて、民主的であることのベーシックなところの確認です。誰でも参加できるとか、あるいは、過半数の出席とか、多数決とか、そういった意思決定の仕方がきちんと定められているとか、そういったベーシックなことを我々は確認して、あとは、日本の協議会の場合は、ドイツと違って、一旦、地域が自主的に結成されたものが、市長に申請があって、それを市長が認定するという格好をとります。市が直接につくるのではないのです。ですから、民主的な枠組みが条例に従って確認できるということであれば、認定

をして、その中で、まさに三輪委員がおっしゃったコミュニケーションを十分にとって運営をしていくということを我々は期待しているのだと思います。

ですから、こういうご回答の仕方でもよろしいのではないかと思います。

逆に、それ以上「民主的」という言葉にもっと広い意味を込めて、非常に立派な運営みたいなことだと、それは誰も、少なくともこの審議会の活動の仕方からすると、そこまで認定しろと言われたら、誰もできないと思います。あくまでも条例の枠組みの中で活動していて、それが非常に意味のあることで、出発点となります。認定コミュニティとして認定をして、地域の発展のために公益的な活動をしていただく出発点ですから、それは非常に意味のあることだと思います。あくまでも条例が定めた意味の「民主的」ということについて、我々は厳密にやっていて、「民主的」という言葉の中には、ちゃんと公募委員を入れましょう、地域の多様な考えを入れましょうということが含まれていて、したがって、公募委員を入れないで申請してきた認定の案件について、我々、認定保留の結論を出しました。それに従って、市長もその答申を受けて、認定をしないという結論を出されたわけです。そのベーシックなところは、我々はきっちりやってきたとっております。

それから、パワハラ問題につきましても、これは市の考え方のおりでもよろしいと思いますが、1点強調したいのは、三輪委員がおっしゃった、組織というのは、この種のことできくしゃくすることは当然あるわけで、それをパワハラとか、アカハラとか、セクハラとかに受け取るものの可能性がどうしてもあります。そういうことを克服していけるような十分なコミュニケーション、また組織の運営ですよね。そういったことに今後も努めていただきたいといったことは、審議会として市に要望したいと思います。パワハラが本当にあったかどうか、我々は知らないわけなので、そこは、あったとしたら、それは大変なことなのではけれども、事務局としてもできる限り調べていただいて対応していただきたいと思います。

このようなことでよろしいでしょうか。他にご発言があればお願いします。

なければ、この件はここまでにしたいと思います。今の審議を整理して事務局により回答書を改めて精査をしていただいて、回答を申し上げるということになるかと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

では、そのようにさせていただきます。

では、他に議題はありますか。事務局からはいかがでしょうか。

○事務局（木村課長補佐）

再び資料1をご覧ください。資料1の下段「事務局」の部分でございます。冒頭、今後の予定の中でも簡単に触れさせていただきましたが、現委員の任期が来年の令和2年6月30日までとなっております。それに先立ちまして、公募委員を併せて募集することから、先般11月27日に第1回茅ヶ崎市地域コミュニティ審議会委員選考委員会議を開催し、その中で、委員の選考方法等について審議いただいたところでございます。その内容を取りまとめたものが参考資料2でございます。

年が明けまして、令和2年の1月15日から2月14日までの期間の中で募集をいたしますので、情報提供いたします。

○名和田議長

ありがとうございました。任期がそろそろ半年ですけれども、今の点、よろしいですか。ぜひお近くの方でご関心をお持ちの方などがいらっしゃったら、促されても構わないんですよね。それから、これは、現公募委員が再び手を挙げるというのは、可能ですか。

○事務局（富田課長）

はい。

○名和田議長

その辺はそれぞれご本人の判断ですが。
では、他にありますか。

○事務局（木村課長補佐）

次回、第3回目の審議会を開催したいと考えております。時期につきましては、年が明けまして、令和2年2月の下旬から3月の上旬で開催できればと考えているところでございますが、現時点で、もし皆様からこの日どうしても都合が悪いといったようなものがございましたら、あらかじめ頂戴できれば、それらを踏まえた上での日程調整を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、大変恐縮でございますが、この時期、茅ヶ崎市の議会の関係などもございまして、現在わかっている範囲で申し上げますと、3月の6日の金曜日もしくは10日の火曜日、もう一つ、12日の木曜日。この3日間でご都合がつけば大変ありがたいと思っております。

○名和田議長

今挙げられた日程でどうですか。

(各委員による日程調整)

○事務局（木村課長補佐）

16時までに会議を終了できればという結論により、3月12日木曜日の午後というところで予定をいただければと思います。また詳しいスタート時間など、会場等も含めまして、改めて通知を差し上げますので、16時までに会議を終わるような時間帯での開催になろうかと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○名和田議長

では、他によろしいでしょうか。

では、これで議題を全て終了しましたので、審議会を終了させていただきます。

会長署名 名和田 是彦

委員署名 水島 修一